

亀山市公告第79号

地方税法（昭和25年法律第226号）においてその例によるものとされている国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき差押財産を公売に付するので、同法第95条第1項及び第99条第1項の規定により公告する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 公売財産の名称、数量、性質及び所在
別紙「公売財産概要書」のとおりとし、売却区分ごとに公売する。
- 2 公売の方法
入札
- 3 公売の日時及び場所
 - (1) 公売の日時
 - ア 入札
平成28年11月25日午後1時30分から午後1時45分まで
 - イ 開札
平成28年11月25日午後1時47分
 - (2) 公売の場所
亀山市役所3階大会議室
- 4 売却決定の日時及び場所
 - (1) 売却決定の日時
平成28年12月2日午後1時30分
 - (2) 売却決定の場所
亀山市役所3階大会議室
- 5 公売保証金及び見積価額（最低公売価格）
別紙「公売財産概要書」のとおりとし、売却区分ごとに公売する。

6 買受代金の納付の期限

平成28年12月2日午後2時

7 買受人についての資格その他の要件

次のいずれかに該当する者は、公売に参加すること及び財産を買い受けることができない。

(1) 20歳未満の者（親権者を代理人とする場合を除く。）

(2) 日本語を完全に理解できない者（日本語を理解できる者を代理人とする場合を除く。）

(3) 国税徴収法第92条又は第108条第1項に該当する者

(4) 公売財産の買受けについて一定の資格その他要件を必要とする場合でこれらの資格を有していない者

8 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

この公売財産上に、質権、抵当権、先取特権、留置権その他当該財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。この場合においては、亀山市役所財務部納税室に備え付ける債権現在額申立書を用いること。

9 その他

1から8までに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項については、別紙「公売に際して注意していただくこと」のとおりとする。

公 売 財 産 概 要 書

売却区分	28-1		
見積価額	2,890,000円	公売保証金	290,000円
財産の表示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 亀山市両尾町字南平尾 地 番 1910番2 地 目 田 地 積 269m²</p> <p>(建物の表示)</p> <p>2 所 在 亀山市両尾町字南平尾1910番地2 家屋番号 1910番2 種 類 事務所・倉庫 構 造 軽量鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 58.18m²</p> <p>3 所 在 亀山市両尾町字南平尾1910番地2 家屋番号 1910番2の2 種 類 店舗・倉庫 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 床 面 積 1階 49.83m² 2階 49.83m²</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	・都市計画法 都市計画区域外		
接道状況	<ul style="list-style-type: none"> ・南側で県道(幅員約7m・舗装)に接する。 ・北西側で未舗装の法定外公共物(道路)に接する。 		
地盤・地勢	・概ね平坦地		
使用状況等	・平成27年9月11日現在、公売財産2については事務所・倉庫一部居宅、公売財産3については店舗・倉庫一部居宅として利用されている。		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記公売財産は、一括売却する。 ・公売財産1は登記簿地積に対して若干の縄延びが認められる。 ・公売財産2は、法務局備付の建物図面と現況で相違が認められ、公売財産2の南部及び看板が南側隣接件外土地(三重県所有の公衆用道路・亀山市両尾町字南平尾1910番3)に越境して建築されている模様である。 ・公売財産2は浴室を配しておらず、公売財産3は便所を配していない。 ・公売財産3の2階東部の倉庫の内壁等は大部分が裏現しである。 ・上水道の引込みがなされておらず、井戸(ポンプ)1基が南側隣接件外土地に越境して所在する模様である。 ・農地買受適格証明書の提出又は呈示は不要である。 		

住居表示等	—
最寄駅等	・ JR関西本線・紀勢本線 亀山駅 北約5.7km(直線)
その他事項	・ 消費税及び地方消費税については、混在財産である。
ご注意して頂く事項	対象物については、次の事項に留意してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 現況等をあらかじめ確認して入札してください。・ 図面は、現況と異なる場合があります。・ 市は、その不動産の直接の引渡義務は負いません。したがって、建物に居住者がいる場合等の、いわゆる占有者のある不動産の引渡しは、買受人が行うこととなります。・ 市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。・ 土地の境界については、買受人が隣接土地所有者と協議してください。・ 公売手続を中止することがありますので、事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。・ 権利移転に伴う費用(移転登記にかかる登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。・ 公売保証金の納付は、現金に限ります。

公 売 財 産 概 要 書

売却区分	28-2		
見積価額	1,440,000円	公売保証金	150,000円
財産の表示	(土地の表示) 1 所 在 亀山市川合町字椎木 地 番 972番 地 目 田 地 積 1, 507㎡ <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">以上登記簿による表示</div>		
公法上の規制	・都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 農業振興地域の整備に関する法律 農業振興地域 農用地区域		
接道状況	・東側で公道(有効幅員約3m・コンクリート舗装)に接する。 ・南側で公道(幅員2m・コンクリート舗装)に接する。		
地盤・地勢	・概ね平坦地		
使用状況等	・平成28年8月9日現在、水田として利用されている。		
特記事項	・市街地近郊の椋川右岸の水田地域(土地改良施行済み)に所在する。 ・農地買受適格証明書の提出又は呈示がないときは、公売に参加できない。 ・権利移転及び危険負担の時期は、亀山市農業委員会の許可若しくは届出の受理があった時とする。		
住居表示等	—		
最寄駅等	・JR関西本線 井田川駅 北東約1. 2km(直線)		
その他事項	・消費税及び地方消費税については、非課税財産である。		
ご注意して頂く事項	対象物については、次の事項に留意してください。 ・現況等をあらかじめ確認して入札してください。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・市は、その不動産の直接の引渡義務は負いません。したがって、建物に居住者がいる場合等の、いわゆる占有者のある不動産の引渡しは、買受人が行うことになります。 ・市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。 ・土地の境界については、買受人が隣接土地所有者と協議してください。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。 ・権利移転に伴う費用(移転登記にかかる登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。 ・公売保証金の納付は、現金に限ります。		

公売に際して注意していただくこと

入札及び開札の方法	<p>入札に参加しようとする者は、所定の様式の入札書に封をして、締切時刻までに提出してください。なお、代理人の場合は、代理権限を証する委任状を提出してください(印鑑証明書を添付してください)。</p> <p>また、共同で入札される場合には共同入札代表者を定め、その届出をしてください。入札書は、入札者立会のうえ開札します。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、職員を立ち合わせ開札します。</p> <p>課税財産と非課税財産とが混在している財産(混在財産)の場合、入札書の「入札価額」欄には、それぞれに区分することなく一括した金額で記載します。</p> <p>売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。</p>
最高価申込者の決定	<p>入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額による入札者を最高価申込者とします。最高価申込者が2人以上あるときは、更に入札を行い、なおその入札の価額が同じときは、くじで定めます。</p>
次順位買受申込者の決定	<p>最高価申込者の入札価額に次ぐ価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り)で入札し、次順位による買い受けの申し込みをした者を次順位買受申込者に決定します。</p> <p>次順位買受申込みをした者が2人以上あるときは、くじで定めます。</p>
入札についての制限	<p>一度提出した入札書は、引換、変更又は取消しをすることができません。</p>
買受人の制限	<p>公売保証金の納付がない場合又は国税徴収法第92条、第108条等の規定に該当する者である場合は、公売財産を買い受けることができません。</p>
公売保証金	<p>公売公告に記載した公売保証金は、現金で納付しなければなりません。</p> <p>最高価申込者又は次順位買受申込者とならなかつた場合には、公売終了後、公売保証金を返還します。この場合、営業者については、その領収証書に収入印紙(200円)の貼り付け及び消印が必要となります。</p> <p>買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないために売却決定が取り消されたときは、公売保証金は滞納者の税に充当します。なお、残余があるときは、滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項に該当する場合に納付された公売保証金は、亀山市に帰属します。</p>
権利移転に伴う費用の負担	<p>権利移転登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担とします。</p>
権利移転の時期	<p>原則として、買受代金を納付したときとします。したがって、亀山市は、代金納付後の財産の毀損、焼失等による損害の責を負いません。</p>
売却決定の取消	<p>買受人が買受代金納付期限までに滞納税金を完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかつた場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。</p>
再度入札	<p>入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しない場合は、直ちに再度入札を行うことがあります。</p>